

居住制限区域(浪江町)から避難し、避難先で死亡した被相続人の子である申立人ら2名について、1. 被相続人の日常生活阻害慰謝料(増額分)として、要介護状態であったこと及び原発事故前はバリアフリー設備等の整った住居で生活していたにもかかわらず避難先ではバリアフリー設備等が整っていない居住環境にあったこと等を考慮し、避難所に避難した平成23年3月は月額6万円、同年4月から原発事故前と同等の設備等が整う住居に移転する前月の平成26年4月までは月額5万円(ただし、既払金57万円を除く。)が、2. 原発事故時被相続人と同居し、共に避難した申立人1名の日常生活阻害慰謝料(増額分)として、被相続人の介護を恒常的に行ったことを考慮し、平成23年3月は月額6万円、同年4月から同年6月までは月額5万円、介護サービスを利用できるようになった同年7月から平成26年4月までは月額3万円が、それぞれ賠償された事例。

和解契約書 (全部)

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年(東)第〇号事件(以下、「本件」という。)について、申立人X 1、同X 2(以下、申立人2名を総称して「申立人ら」という。)と被申立人東京電力ホールディングス株式会社(以下、「被申立人」という。)は、次のとおり和解する。

1 表明及び保証

申立人らは、被申立人に対し、次の事項を表明し保証する。

- (1) 亡A(以下「被相続人」という。)が平成27年3月〇日に死亡し、申立人らが、被相続人の被申立人に対する損害賠償請求権を承継したこと
- (2) 申立人らの知る限り、申立人らが、被相続人の全相続人であること

2 和解の範囲

申立人らと被申立人とは、本件に関し、下記記載の損害項目及び期間について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないこととする。

記

	損害項目	期間	金額
ア	日常生活阻害慰謝料増額分 (被相続人)	平成23年3月11日から 平成26年4月30日まで	191万円
イ	日常生活阻害慰謝料増額分 (申立人X 1分)	平成23年3月11日から 平成26年4月30日まで	123万円
		合計	314万円

3 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、前項記載の損害項目及び期間についての和解金として前項記載の合計金314万円の支払義務があることを認める。

4 既払金

申立人ら及び被申立人は、被申立人が申立人らに対し、第2項ア記載の損害項目及び期間に対する賠償金として金57万円を支払済みであることを相互に確認する。

5 支払方法

(省略)

6 清算条項

申立人らと被申立人は、第2項記載の損害項目及び期間について、以下の点を相互に確認する。

- (1) 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- (2) 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

7 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名(記名)押印の上、申立人らと被申立人の双方が1通ずつをそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和3年5月31日

(仲介委員 堀井 敬一)